

防人衛第9689号  
24.7.19  
改正 防官文(事)第29号  
令和元年 5月 31日

大臣官房長  
各局長  
施設等機関の長  
各幕僚長  
情報本部長 殿  
技術研究本部長  
装備施設本部長  
防衛監察監  
各地方防衛局長

事務次官

東京電力福島第一原子力発電所において特定緊急作業に従事した者の健康管理について（通達）

本日、特定緊急作業従事者（防衛省職員の健康管理に関する訓令（昭和29年防衛庁訓令第31号。以下「健康管理訓令」という。）第18条の3第1項に規定する特定緊急作業従事者をいう。以下同じ。）の健康管理態勢の充実を図るため、健康管理訓令の一部を改正する訓令が定められたところであるが、改正の趣旨及び特定緊急作業従事者の健康管理に当たっての留意事項等は下記のとおりであるので、遺漏のないよう措置されたい。

## 記

### 1 趣旨

特定緊急作業従事者の健康管理については、厚生労働省において民間労働者に係る健康管理指針である「東京電力福島第一原子力発電所における緊急作業従事者等の健康の保持増進のための指針」（以下「厚生労働省指針」という。）が定められるとともに、同指針を踏まえ、人事院において

一般職国家公務員に係る健康管理指針である「東京電力福島第一原子力発電所において緊急作業に従事する職員等の長期的健康管理に関する指針」（以下「人事院指針」という。）が定められたところである。

特別職国家公務員である特定緊急作業従事者についても、一般職国家公務員と同様に、放射線への被ばくによる中長期的な健康管理が求められるほか、原子力発電所の事故という通常の放射線業務とは異なる環境下で急性の高い業務に従事したことにより、心身の健康に不安を感じるものが想定されることから、離職後も含めた長期的健康管理を適切に行うことが必要である。

このため、厚生労働省指針及び人事院指針の趣旨を踏まえ、特定緊急作業従事者について、従前から健康管理訓令第12条に規定されている放射線に被ばくするおそれのある業務の従事者に係る検診（以下「放射線業務従事者検診」という。）のほか、人事院指針に準じた健康診断、保健指導及び健康相談並びに健康記録の管理その他の長期的な健康管理を、当該職員が在職している間にとどまらず離職した後も実施する態勢を整備することとする。

## 2 在職中の特定緊急作業従事者に対する措置

### (1) 特別の健康診断の実施

#### ア 放射線業務従事者検診

健康管理者（健康管理訓令第3条に規定する健康管理者をいう。以下同じ。）は、全ての特定緊急作業従事者に対し、放射線業務従事者検診を実施するものとする。

作業に従事した期間に受けた放射線による実効線量（以下単に「実効線量」という。）が100ミリシーベルトを超える特定緊急作業従事者に対する放射線業務従事者検診に際しては、次に掲げる検査を継続して実施するよう努めるものとする。

(ア) 末梢血液中の白血球数及び白血球百分率の検査

(イ) 末梢血液中の赤血球数の検査及び血色素量又はヘマトクリット値の検査

#### イ 特定緊急作業検診

健康管理者は、実効線量が50ミリシーベルトを超える特定緊急作業従事者に対し、健康管理訓令第12条の規定に基づく特定緊急作業検診として次に掲げる検査を実施するものとする。ただし、実効線量が100ミリシーベルト以下の者に対する甲状腺の検査は、医師が必

要と認める場合を除き実施しない。

(ア) 白内障に関する眼の検査 細隙灯顕微鏡による検査を実施するとともに、必要に応じ、水晶体の写真撮影を実施するものとする。

(イ) 甲状腺の検査 採血による甲状腺刺激ホルモン(TSH)、遊離トリヨードサイロニン(free T3)及び遊離サイロキシン(free T4)の検査を実施するとともに、検査の結果及び被ばく線量等から医師が必要と認める場合は、頸部超音波検査を追加して実施するものとする。

## (2) 定期の健康診断の実施

健康管理者は、実効線量が100ミリシーベルトを超える特定緊急作業従事者に対し健康管理訓令第9条の規定に基づく定期の健康診断を行う際には、当該者の年齢にかかわらず、肺がん検診、胃がん検診及び大腸がん検診を実施するものとする。

## (3) 保健指導及び健康相談の実施

健康管理者は、特定緊急作業従事者から保健指導又は健康相談の実施の希望があったときは、人事院指針1(2)アの規定に準じて、保健指導又は健康相談を実施するものとする。この場合において、健康管理者は、次に掲げる点に留意するものとする。

ア 保健指導の実施に際しては、前2号の健康診断の結果を総合的に考慮すること。

イ 健康相談の実施に際しては、通常放射線業務とは異なる環境下で緊急性の高い作業に従事したことによる特定緊急作業従事者の精神面への影響を踏まえ、当該者の希望に応じ、メンタルヘルスケアを実施すること。

## (4) 健康記録の管理

健康管理者は、前3号により実施した健康診断、保健指導及び健康相談（以下「健康診断等」という。）の結果の記録について、別紙様式第1により作成し、健康管理訓令第18条第1項の規定に基づき適切に管理するものとする。なお、特定緊急作業検診を除き、健康診断等の結果については、同様式とは異なる様式により作成しても差し支えないものとする。

## (5) その他

特定緊急作業従事者が他の行政機関に異動した場合には、人事院指針1(3)イの規定に準じて健康診断等の結果の記録を取り扱うものとする。

# 3 離職した特定緊急作業従事者に対する手帳の交付等の措置

## (1) 手帳の交付

### ア 手帳の交付の目的

特定緊急作業健康管理手帳（以下単に「手帳」という。）の交付は、特定緊急作業従事者が離職した後においても長期的な健康管理に対応できるよう措置することを目的とする。

### イ 手帳の申請

特定緊急作業従事者は、その退職時の健康管理者（以下「退職時の健康管理者」という。）に対し、別紙様式第2により手帳の交付を申請するものとする。

### ウ 手帳の交付

(ア) 退職時の健康管理者は、イの申請を受けたときは、順序を経て、防衛大臣に手帳の交付の承認を求めるものとする。

(イ) 退職時の健康管理者は、防衛大臣の承認があったときは、別紙様式第3により、特定緊急作業従事者に手帳を交付するものとする。

### エ 手帳の再交付

(ア) 退職時の健康管理者は、手帳を交付した者が、手帳を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損したときは、当該者に対し、手帳を再交付することができる。

(イ) 手帳の再交付を受けようとする者の申請手続については、イの申請に準じて行うものとする。

(ウ) 手帳の再交付については、当該手帳が再交付されたものであることが容易に分かる標記を付して行うものとする。

## (2) 健康診断等の実施及び健康記録の管理

ア 退職時の健康管理者は、手帳を交付した者に対し、在職中の特定緊急作業従事者に対する健康診断等と同等の健康診断等を引き続き受診又は利用できるよう措置するとともに、その受診又は利用を勧奨するものとする。

イ アの健康診断等のうち衛生監の定めるものは無料で受診又は利用できるものとするほか、手帳を交付した者に対する健康診断等の実施及び健康記録の管理に関し必要な事項は、衛生監が定めるものとする。

## 4 特定緊急作業従事者の健康管理の情報の集約

防衛省における特定緊急作業従事者の健康管理の情報を集約するため、別表の左欄に掲げる集約責任者は、同表の右欄に掲げる集約対象者の健康

管理の状況について、次に掲げる方法により取りまとめるものとする。

- (1) 各年度末現在における特定緊急作業従事者に係る健康診断等の結果の記録の写し（以下単に「記録の写し」という。）について、職員については健康管理者が、手帳所持者については各集約責任者が指定する者が、翌年度の6月末日までに、各集約責任者に対してそれぞれ提出するものとする。なお、健康診断等の結果により、放射線による健康の影響が懸念される場合には、健康管理者又は各集約責任者が指定する者は、その旨を直ちに各集約責任者に報告するものとする。
- (2) 各集約責任者は、前号の規定に基づき提出された記録の写しについて、自らが健康管理者として管理する集約対象者に係る記録の写しと合わせて、名簿を作成し管理するものとする。
- (3) 各集約責任者は、前号の規定に基づき管理している健康管理の情報について、衛生監が情報提供を求めた場合には、随時情報提供するものとする。なお、健康診断等の結果により、放射線による健康への影響が懸念される旨の報告を受けた場合には、その旨を直ちに衛生監に通知するものとする。

## 5 その他

- (1) 離職後も含めた適切な長期的健康管理の重要性を踏まえ、特定緊急作業従事者が離職後も引き続き健康診断等を受診しているときの健康診断等の結果の記録の保存期間については、離職後の当該特定緊急作業従事者は、職員とみなす。
- (2) この通達に定めるもののほか、特定緊急作業従事者の健康管理に関し必要な事項については、衛生監が定める。

添付書類： 1 別紙様式第1～別紙様式第3  
2 別表  
3 職職－321（平成23年10月11日）

(表)

健康診断表（特別健康診断（特定緊急作業検診）及び関連健康診断）

(令和 年度)

氏名	男 女	生年 月日	昭 平	認識 番号	階 級		
特定緊急作業 時の実効線量	合 計	mSv	外 部	mSv	内 部	mSv	前年度の放射 線業務の状況

特 定 緊 急 作 業 検 診 等	※特別の健康診断（特定緊急作業検診及び放射線業務従事者検診） 定期の健康診断（胃がん検診、肺がん検診及び大腸がん検診）								
	白内障に関する眼の検査		実効線量が100mSv以下の場合省略可						
	( . . )		甲状腺の検査			胃がん検診			
			TSH	頸部超音波検査		( . . )			
			free T3	( . . )					
			free T4						
	検査医師名		検査医師名			検査医師名			
	皮膚の検査		血球検査			肺がん検診		大腸がん検診	
			赤血球数	かくたん( . . )		便潜血( . . )			
			血色素量						
ハマトクリット値									
白血球数									
好中球桿状核									
好中分葉核									
好酸球									
好塩基球									
検査医師名		リンパ球	検査医師名		検査医師名				
		異型リンパ球							
そ の 他	※他の健康診断、身体測定等により実施していれば転記								
	身長	視力		右 ( )	HDLコレステロール				
	体重	(矯正視力)		左 ( )	LDLコレステロール				
	飲酒の状況	血圧		/	トリグリセライド				
	喫煙の状況	AST		血糖					
	自覚症状	ALT		尿検査(尿糖)					
	既往歴	γ-GTP		" (尿蛋白)					
備 考	----- -----								

(以下在職中の原発対処作業従事者に限り記載)

判定区分	A・B・C・D	指示区分	平常・要注意・要軽業・要休養	医療不要・要観察・要医療
判定年月日	. .	判定医師名		



## 特定緊急作業健康管理手帳の交付申請書

		整理番号	
原発対処作業健康管理手帳 交 付 再交付		申請書  年 月 日	
殿			
申 請 者 名 印			
防衛省職員の健康管理に関する訓令（昭和29年防衛庁訓令第31号）第18条の3の規定により特定緊急作業健康管理手帳の交付を申請します。			
(ふりがな)			性 男
氏 名			別 女
生年月日	年	月	日
住 所	都 道	区	町
	府 県	市 郡	村



特定緊急作業健康管理手帳の様式

(表紙)

特定緊急作業健康管理手帳

「健康の記録」

番号 号

氏名

防衛省

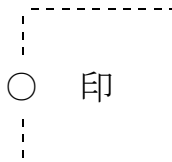
区 分	50 <sup>ミリ</sup> シーベルト 以下 ・ 50 <sup>ミリ</sup> シーベルト 超 ・ 100 <sup>ミリ</sup> シーベルト 超 100 <sup>ミリ</sup> シーベルト 以下
-----	--

(ふりがな)				性 別	男 ・ 女
氏 名	-----				
生年月日	年	月	日		
住 所	都 道 府 県	区 市 郡	町 村		

防衛省職員の健康管理に関する訓令第18条の3の特定緊急作業健康管理手帳を交付します。

年 月 日

○ ○ ○ ○ 印



## 特定緊急作業の状況

活動時の所属		
活動期間	活動開始日	
	活動終了日	
累積活動時間		
活動内容		
安定ヨウ素剤	服用開始日	
	服用終了日	
累積被ばく線量	外部	
	内部	
	計	
内部被ばく検査	実施場所	
	実施日	
	測定値	
	核種	

(注) 在職時の人事記録、身体歴等を参考に記載すること。不明の場合はその旨明記し、未実施の場合は斜線を引くこと。

(3頁以降の頁その1 (最後の頁を除く。))

健康診断

特定 緊急 作業 検診 等	※特定緊急作業検診及び放射線業務従事者検診 (血球検査)					
	胃がん検診、肺がん検診及び大腸がん検診					
	白内障に関する眼の 検査	実効線量が100mSv以下の場合省略可				
		甲状腺の検査		胃がん検診		
	( . . . )	TSH		頸部超音波検査 ( . . . )	( . . . )	
		free T3				
		free T4				
		/		実施機関・検査医師名	実施機関・検査医師名	
				血球検査	肺がん検診	大腸がん検診
				赤血球数	( . . . )	( . . . )
				血色素量		
				ハマトクリット値		
				白血球数		
				好中球桿状核		
				好中分葉核		
	好酸球					
	好塩基球					
	単球	かくたん( )	便潜血( )			
実施機関・検査医師名	リンパ球	実施機関・検査医師名	実施機関・検査医師名			
	異型リンパ球					
そ の 他	※他の健康診断、身体測定等により実施していれば転記					
身長		視力	右 ( )	HDLコレステロール		
体重		(矯正視力)	左 ( )	LDLコレステロール		
飲酒の状況		血圧	/	トリグリセライド		
喫煙の状況		AST		血糖		
自覚症状		ALT		尿検査(尿糖)		
既往歴		γ-GTP		〃 (尿蛋白)		



(最後の頁)

注 意 事 項

(区分「50ミリシーベルト以下」の者)

- 放射線被ばくに係る健康相談及び保健指導を受けるときは、当該保健指導及び健康相談を行う機関にこの手帳を提出してください。
- このほか、この手帳に記載欄のある健康診断を任意に受けたときは、所定の欄にその結果を記入してもらって差し支えありません。

(区分「50ミリシーベルト超100ミリシーベルト以下」の者)

(区分「100ミリシーベルト超」の者)

- 放射線被ばくに係る健康診断を受けるときは、当該健康診断を行う医療機関等にこの手帳を提出し、所定の欄にその結果を記入してもらってください。
- 放射線被ばくに係る健康相談及び保健指導を受けるときは、当該保健指導及び健康相談を行う機関にこの手帳を提出してください。
- このほか、この手帳に記載欄のある健康診断を任意に受けたときは、所定の欄にその結果を記入してもらって差し支えありません。

## 別表

集約責任者	集約対象者
大臣官房長	内部部局の事務官等として従事した特定緊急作業従事者 他の行政機関の職員として従事した特定緊急作業従事者
陸上幕僚長	陸上自衛官として従事した特定緊急作業従事者
海上幕僚長	海上自衛官として従事した特定緊急作業従事者
航空幕僚長	航空自衛官として従事した特定緊急作業従事者
防衛装備庁長官	防衛省設置法等の一部を改正する法律（平成27年法律第39号）第1条の規定による改正前の技術研究本部の事務官等として従事した特定緊急作業従事者